

地域の茶の間・いきいきサロン助成事業 助成金対象経費について

月1回・月2回・区社協のみ助成

R5.2月

対象となる経費	対象とならない経費
<p>○会場使用料</p> <p>○ボランティア保険料 (原則全社協ボランティア行事用保険のみ)</p> <p>○講師謝礼</p> <p>○消耗品費 (3万円未満の物品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流活動の一環で必要な工作材料 ・ゲームの景品など ・サロンの運営のために必要なもの (1品3万円未満の物品代) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>注意！ 3万円未満でも、明らかに高価だと認められる物品は対象外</p> </div> <p>○お茶・茶菓子・食材料費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶菓子全般 (ショートケーキ・ホールケーキも対象) ・くだもの、お茶請けの漬物 ・飲料 (アルコールは除く) ・調味料 ・交流活動の一環で調理する場合の食材 	<p>○弁当代、仕出し料理代</p> <p>○「食事」になる既製品 (例：既製品の惣菜、おにぎり、うどん、中華まん・そば、乾麺、カップ麺類、即席麺・スープなど、菓子パンを含むパン、缶詰、瓶詰など)</p> <p>○遠足 (温泉等) での食事代</p> <p>○観光・温泉施設等の入場料</p> <p>○交通費</p> <p>○3万円以上の物品</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>注意！ 3万円未満でも、明らかに高価だと認められる物品は対象外</p> </div> <p>○一般的に「備品」となるもの (例：自転車、草刈機、リヤカーなど)</p> <p>○アルコール飲料代</p> <p>○その他、地域の茶の間・いきいきサロンに関係しない経費</p>

◆わからないことがありましたら、気軽にお問合せください

電話 0250-24-8376

FAX 0250-23-3322

秋葉区社会福祉協議会：加藤・時田・吉岡まで